

## 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の作成方針等について（案）

### 1 青森県行動計画作成の趣旨

本年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行され、6月7日には特措法に基づく政府行動計画が決定されたことから、県は、今般「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」（以下「青森県行動計画」という。）を作成し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る必要がある。

青森県行動計画は、新型インフルエンザ等発生時に県が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

### 2 青森県行動計画の作成方針

(1) 作成の根拠 特措法第7条に基づく都道府県行動計画

(2) 計画の基本的な考え方

県は、国、市町村、関係機関と連携して、次の2点を目的として、新型インフルエンザ等対策を推進する。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(3) 青森県行動計画については、現行の「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」（平成18年1月策定。平成23年4月改正）に、特措法で規定された各種の対策や措置等を新たに盛り込み、全部改正により特措法に基づく都道府県行動計画として作成する。

ア 特措法で新たに規定された各種の対策や措置に関する事項を盛り込む。

① 緊急事態宣言時における特措法に基づく措置

- ・ 外出自粛の要請、学校等の施設や催物等の制限等の要請・指示
- ・ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設の開設等）
- ・ 生活物資の売渡しの要請・収用
- ・ 医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示 など

- ② 医療関係団体や公益事業を営む法人からなる「指定（地方）公共機関」の役割等
- ③ 特定接種の対象として「登録事業者」、市町村が行う住民接種に関する考え方
- ④ 基本的人権の配慮
- ⑤ 新型インフルエンザに加え、「新感染症」を対象とする など

イ 対策や措置は、発生する前の段階、外国や国内で発生した段階ごとに定める。

※ 方針の詳細は、「**新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成の概要**」（別紙1）のとおり。

### 3 作成体制

青森県行動計画の作成にあたっては、以下の組織によりそれぞれに事務を進めることとする。

- (1) 「**青森県健康危機管理庁内連絡会議**」において、青森県行動計画の骨子案、行動計画案の作成に係る協議を行う。
- (2) 「**新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議（新設）**」（別紙2）において、骨子案、行動計画案に関して専門的技術的観点などから意見を聴く。
- (3) 「**青森県新型インフルエンザ対策推進本部**」において、青森県行動計画の作成方針及び青森県行動計画の決定を行う。

### 4 作成スケジュール（予定）

「**新型インフルエンザ等対策青森県行動計画作成スケジュール**」（別紙3）のとおり。

### 5 その他

- (1) 青森県行動計画作成前に新型インフルエンザ等が発生した場合には、現行の青森県新型インフルエンザ対策行動計画に基づき対処する。
- (2) 青森県行動計画作成後、新型インフルエンザ等の発生時に設置する青森県新型インフルエンザ等対策本部の各対策部における円滑な対応のため、対策部ごとに運営マニュアルを作成することとする。